

保安警備業務仕様書

1 基本的業務内容

(1) 公園及び施設の巡回・監視

土日祝や学校の長期休暇期間、大型イベント開催等による繁忙期については、巡回回数の増加や、人員配置増加等の対応等、配慮を検討する

(2) 火災の予防と早期発見及び関係各署への連絡と初期消火並びに消防車の誘導を行う

(3) 盗難等事件の予防、不法侵入者・不審者や放置不審物の発見・確認、排除、警察への通報を行う

(4) 公園利用者の身体に対する危害の発生、負傷等の事故の発生を警戒し、防止する

(5) 災害等緊急時の対応（避難、誘導、安全確保及び通報等）を行う

(6) 事件・事故発生時に総括責任者（若しくは副総括責任者）へ通報を行う

(7) その他

2 有人警備時間帯の業務内容

パークセンターの開館時間帯は、下記の業務を行うこと。

区 分	業 務 内 容
パークセンター・ 仮設管理事務所の 開館時・閉館時の 巡回点検	(1)可燃物の未処理の有無及び確認、並びに未処理可燃物の処理 (2)点灯・消灯の確認 (3)物品、施設の監視 (4)電気機器のON/OFFの確認 (5)開錠・施錠の確認 (6)火気源、危険物等の点検、確認

区 分	業 務 内 容
公園の巡回・監視 案内等	挙動不審な者や不審物を認めたときは、これを確かめ、必要に応じて臨機の処置をとる。(挙動不審な者へ確認の声かけをする際、間違いであった場合等を考慮し、トラブルへ発展しないよう十分に注意すること。) 便所内等に設置している非常連絡用ブザーによる呼出時には適切かつ敏速な処置を行う。 上記以外の対応の必要が生じた場合は、吹田市と協議の上、適切に業務を行う。

3 機械警備時間帯の業務内容

閉館時間帯及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、下記の業務を行うこと。

(1) 機械警備

警報警備方式及び巡回警備方式により実施するものとする。警備業法、大阪府公安委員会規則（機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則）等の法令、通知、要領等に基づき、適切な警備を行うこと。

4 パークセンター開館時間外の緊急対応等の業務内容

公園においてトラブル等（施設の故障、事件・事故・災害等）が発生した場合に備えて、緊急連絡先を明示するとともに、連絡・通報があった際には適切に対応できる体制を構築すること。

5 機械警備に係る設備の負担

業務に使用する機械装置の設置、補修、撤去及び車両等警備に要する設備は、指定管理者の負担とする。

6 従事員の遵守事項

(1) 勤務中は、制服及び名札を着用する。

(2) 服装・身のまわりは常に清潔にする。

(3) 利用者への対応は礼儀正しく、親切丁寧を旨とし、また、その年齢・服装・職業・性別等で差別をしてはならず、信用を傷つけるような不名誉な行為をしてはならない。